

## 朝霞市教育委員会規則 6 号

### 朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則

朝霞市立小、中学校職員服務規程（昭和 3 2 年朝霞市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 0 項中「様式第 3 号の 3」を「様式第 3 号の 5」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 9 項中「様式第 3 号の 2」を「様式第 3 号の 4」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 8 項の次に次の 2 項を加える。

9 職員が、条例第 1 6 条の 2 に規定する子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、子育て部分休暇承認請求書（様式第 3 号の 2）をもって、教育委員会に請求しなければならない。

1 0 子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次の各号に掲げる場合には、子育て部分休暇変更届（様式第 3 号の 3）をもって、遅滞なく教育委員会に届けなければならない。

- (1) 産前の休業を始めた場合
- (2) 出産した場合
- (3) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
- (4) 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなった場合
- (5) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

様式第 3 号の 3 を様式第 3 号の 5 とし、様式第 3 号の 2 を様式第 3 号の 4 とし、様式第 3 号の次に次の 2 様式を加える。

子育て部分休暇承認請求書

年度

請求に係る子	氏名			
	続柄			
	生年月日	年	月	日生

校名

職名

氏名

整理番号	承認					請求事由 (承認/取消)	子育て部分休暇の請求期間							請求月日	備考							
	決裁者				請求者		月日			毎日/ 曜日等	時間											
1							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
2							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
3							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
4							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
5							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
6							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
7							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
8							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
9							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
10							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	

(注) 1 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。  
 2 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。



附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。